

第 1 7 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月8日(火) 午前10時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 16 番 藤原 政信 | 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 |
| 19 番 大塚 恭徳 | | | |

欠席委員 14 番 村上 豊彦 15 番 宮崎 明

4. 議事日程
- | | |
|-------|---------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第2条1項に該当しない農地の非農地化について |
| 議案第6号 | 南阿蘇村地域の農業の振興に関する計画(案)について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 岩下 慎二 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	本総会開催にあたりまして委員総数19名、本日の出席者数17名、欠席2名で過半数に達しておりますので、会議規則7条により本総会の成立をご報告申し上げます。それでは早速、第17回の南阿蘇村農業委員会総会を始めさせていただきます。まず会長よりご挨拶申し上げます。
会長	おはようございます。各地区の現地確認お疲れでございました。今日はですね、お集まりいただきありがとうございます。今日は、農業委員会総会終了後、南小国町で研修ということで長い1日になりますがひとつよろしくお願い致します。では座って始めさせていただきます。
議長	只今から、第17回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に16番藤原政信委員、17番長野美千代委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

	<p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字横道下 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 移動の理由所有権移転贈与となっております。</p> <p>以上1件ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>議長 ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>3番 議案1号1番につきまして、3番の宇藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は長年、作付管理等されておりましたが、今回相談ができて所有権移転贈与となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>議長 では採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>19番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字弁差川 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他1筆 計2筆 ■■■㎡ 転用目的 農家住宅建設となっております。以上1件ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号番号1につきまして19番の大塚がご説明申し上げます。申請人は記載のとおりです。申請人は地震の被害により家を失くされ、ご自分の土地で安全な場所を探しておられました。そこで今回選ばれた土地が記載の申請土地になります。申請地は■■■より西へ■■■m以内の場所にあり、他に条件のいい土地もないということでした。周辺の土地所有者との合意もなされており、給排水についてもきちんと計画されておりますので何ら問題はないものと思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>議長 では議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手を</p>

	<p>お願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字西御櫃 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 転用目的一般住宅建設 転用所有権移転無償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字上駄原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 他2筆計3筆 ■㎡ 転用目的一般住宅及び進入路 使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字山下 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 転用目的住宅用地拡張 転用所有権移転無償となっております。</p> <p>以上3件、ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
7番	<p>3号1番について7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。親子関係です。譲受人は今、申請土地の近くの借家に住んでおられますが、熊本地震前に譲渡人がこの土地を買っておられたので、ここに一般住宅を建てたいということで申請がっております。給排水等も何ら問題ないと思いますのでご審議方よろしくお願い致します。</p>
12番	<p>議案第3号2番につきまして、12番の興呂木が説明致します。譲渡人、譲受人は親子関係でありまして、一般住宅及び進入路という申請があがっております。この土地は1種農地ではありますが、集落に隣接する土地ということでクリアしております。給排水等何ら問題なく、区長さんの印鑑ももらわれております。使用貸借権利設定移転という申請でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
16番	<p>議案3号3番につきまして、16番の藤原が説明致します。譲渡人、譲受人並びに申請地は記載のとおりです。申請人は親子関係です。申請人は熊本地震によりまして自宅が被災しましたので、元の場所に新築されています。今回、住宅用地の拡張ということで少しでありますけど申請されています。転用所有権移転無償となっております。排水計画も元の場所ということで問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>では、採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について番号1番2番3番5番及び6番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字一本杉 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 賃借権設定3年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字小白川 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 賃借権設定3年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下西原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外2筆計3筆 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字馬立 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 農地中間管理事業特例事業（売買）となっております。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字原口 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 他1筆計2筆 ■■■㎡ 農地中間管理事業特例事業（売買）となっております。</p> <p>以上、新規案件5件、再設定1件ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
8番	<p>議案第4号1番2番について8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で耕作ができないということで、近所の譲受人に頼まれたところ快く受けてもらったとのこと。賃借権設定3年となっておりますのでご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
3番	<p>議案4号3番につきまして3番の宇藤が説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりであります。譲渡人は後継者もなく高齢で、隣接する譲受人の人に今度賃借権設定5年となりました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第4号5番6番につきまして事務局よりご説明申し上げます。5番につきましてまず説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。こちらは農地中間管理事業の特例事業の売買の売り渡しの案件となっております。こちらは反当り ■■■万円での取引となっております。また6番につきまして同じように特例事業売買の売り渡しの案件となっております。こちらの方も同じく反当り ■■■万円での取引となっております。場所につきましては、5番は立野馬立となっておりますが、今ちょうど道が通って</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>いるところあたりの一角となっております。■■■■前あたりです。 6番につきましては、■■■■より■■■■沿いになります。以上2件ご審議方 よろしくお願ひします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可 申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>つづきまして、議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について 審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化につい て</p> <p>番号1所有者記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字東新所 ■■■番 ■ 地目 台帳畑 現況山林 面積 ■■■㎡ 農振区分は農振白地となっております。現在の土地の 状況は、土砂災害地で石が流入し耕作不可能となっております。現況確認日は平成30 年10月30日、農地・非農地の判断区分は非農地と判断しております。</p> <p>以上、1件ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第5号の参考資料の方を見て頂きますと、申請地は新所の九電の貯水池が流れ込 んだ場所の一角となっております。丸く囲んでいる部分が当時の部分となっております。 次の資料を開いていただきますと、こちらの現況写真を見て頂きますと水路がある んですけども、この辺り一面に土砂が流れ込んでおります。この農地の隣の ■■■番 には住宅が建っております、こちらに住んでおられた方の土地となっておりますけれ ども、こちら ■■■ております。その方の ■■■ということ、先ほどの 案件のお二人が ■■■で非農地化の申請となっております。最後に字図の方を用意して おります。こちら周りを水路で囲まれており、■■■、■■■は九州電力の雑種地とな っており、また ■■■番は宅地となっております。この周辺にはここの農地しか実際農 地の地目で残っているのはこの一筆しかありません。以上ご審議の程よろしくお願ひ いたします。</p> <p>ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第5号農地法第2条の第1項に該当しない農地の非農地化について、異議 がない方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決します。
事務局長	申し訳ございません。今回当日ではございますが追加議案ということで、議案第6号を提示させていただいておりますので、説明の方を担当からさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。しばらく担当が参りますまでお待ちください。
議長	では、議案第6号南阿蘇村地域の農業の振興に関する計画(案)について、片島くんより説明をしてもらいます。
片島	<p>おはようございます。農政課農政係で農振の担当をしております片島と申します。よろしく願いいたします。それでは座らせていただきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは今回、村の方で地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる27号計画を策定をさせていただきましたので、そのご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、最初に計画策定の背景といたしまして、平成28年熊本地震によりまして、村民の住まいが壊滅的な被害を受けております。地域を守り続けてきました礎となります農村集落機能の低下が非常に危惧されておりました、本村の復興におきましても村民の恒久的な住まいを速やかに確保することが近景の課題となっております。村といたしましても、被災されました村民の住宅の再建を優先的に、復旧復興を行なうにあたりまして、地域のコミュニティに配慮し、地域農業者の経営の安定、村民の定住促進、村外流出防止及び地域の特性に応じた農業の振興を図ることを目的といたしまして、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画いわゆる27号計画を策定することとなりました。本件につきましては、県庁農地担い手支援課と案の協議をしておりました、先日調整が完成したことによりまして、大変申し訳ございませんが本会の例会の方に追加の議案ということで提出をさせていただいております。</p> <p>また、平成28年の熊本地震から今年までの間に農振の除外案件といたしまして、災害関係でございますが、12件ほど除外をさせていただいております。そのうち災害公営住宅関係が2件含まれております。一般住宅の方が10件となっております。ちなみに大字から申し上げますと、河陽地区が5件、河陰地区が3件、長野地区が2件、立野地区が2件という形になっておりました、合計の12件となっております。また続きまして、この計画の根拠法になりますが、農用地域農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号となっております、ちなみに・・・</p>
10番	どこを読んでいますか。
片島	資料はございません。大変申し訳ございませんが口頭でご説明をさせていただいております。申し訳ありません。一応ですね、お手元に3枚綴りのペーパーがあるかと思っております。一番上の方に、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(いわゆる27号計画)についてというのをちょっと見ていただきたいと思います。その枠の中に記載されておりますが、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設

の用に供する場合には、優良農地であっても農用区域（農振地）から除外し、農地転用許可が可能となります。ようは農振地域内でも一種農地二種農地三種農地とございます。特に厳しいのが一種農地、簡単に申しますと基盤整備内のど真ん中の農地あたり、これは農振除外は基本的にはできません、また農地転用もできませんが、市町村が農業の振興に関し計画を策定するならば優良農地であっても農用区域からの除外、あるいは農地転用が可能となりますという形になりまして、市町村が定める27号計画を策定すればある程度の農用地の転用は可能になるという形になっております。とうことで一応27号計画の概要が左側になりますけれども、概要といたしましては、作成主体は市町村になります。その次に対象施設ということで地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設という形になっておりまして、ちなみに農家住宅、農家民宿、農家レストラン、また農産畜産物の加工販売、新規就農者のための施設等という形になっております。中には大きい企業あたりも誘致をされて農家の方々を雇用するという市町村の判断によりまして、雇用する事によってその地域の振興が図られるというような位置づけをされて、企業誘致をこの計画を策定することによって図られている市町村もあるようになります。ただ、非常に気をつけなければならないのが、やはり優良農用地をつぶすという形になりますので、本村といたしましてもなるべく27号計画等は策定せず、従来の農振除外あるいは転用あたりの形を取らせていただきたいというふうに考えておりますが、今回のように熊本地震によりまして今回被災による農振の除外農地の転用という形を取らせていただいておりますので、その辺の区分けをさせていただきたいと考えております。また、その段の下の方に手続きという括弧書きがされております。この計画を策定するに当たりましては、記載されておりますとおり農業委員会からの意見聴取を図らなければならないという形になっております。また30日間の縦覧これは住民からの意見提出の機会を付与するとなっておりますので、今回は大変申し訳ございません、また来月という形になりますとまた一ヶ月延ぶということになりますので、追加議案ということで、今回の定例会の方にご説明をさせていただくという形になります。それとまた村の方から、当農業委員会に対しまして農業上の効率的総合的利用の観点からの意見及び農地転用への許可見込みということで村長名によりまして照会をさせていただいているところでございます。

それでは続きまして計画の内容の概略をご説明させていただきたいと思っております。まずこの地域農業の振興に関する計画案というところにあります、まず1ページ目あたりから記載をさせていただいておりますが、本計画におきましては総論を記載する本文と、施設を記載する施設調書というのが後ほど出てきますが、その二本立てになっております。お配りしております計画案の1ページから10ページまでが本文になっております。また11ページ以降が施設の調書という形になっております。本文の1ページからの1つ目の趣旨におきましては、本村農業の現状と課題、及び熊本地震による影響等からの地域農業の振興を図ることを目的として策定されていることを記載させていただいております。また、同じく1ページ目の2番目の項目に地域の概要ということで本計画の対象区域を南阿蘇村全域としております。それから農業後継者不足、高齢者等の農業の課題、現状、土地利用、土地改良事業等の状況、農用地利用集積状況等を記載させていただいております。次の6ページからは、3になりますけど地域の農業振興の方向及び方策等ということで本村地域の目指す農業振興の方策等では、熊本地震により被災した農村集落の再生を図りながら、農村集落の再生と土地利用調整が一体的に行われることが重要なことから地域の持つ個性や特性を十分に生かした土地利用の推進を記載をさせていただいておりますし、8ページからの大きな4番、地域の土地利用の方向と

いうことで本村の現状を的確に把握し、公共の福祉を優先した秩序ある利用を基本に長期的な展望と広域的な見地から総合的かつ計画的な土地利用の推進、熊本地震からの生活再建による土地利用についても記載しておりまして、最後の9ページになりますけど大きな5番に当該施設の種類、位置及び規模並びに振興計画の要件を記載しておりまして、これがこの当該施設の総括表という感じになっております。以上で基本計画の本文を1ページから9ページまでが構成をされております。続きまして次の10ページからが施設調書ということで、この施設の概要という形になっております。今回は2軒のお宅が建設されるということで、同じような記載になっておりますが施設調書の10ページから15ページまでが1軒分、また16ページから20ページまでが2軒目分という形になっております。内容等は中身的に記載させていただいてる内容は同じような内容になっております。今回の農振計画の変更申出者におきましては、施設調書1番、これは名前等は記載させてはおりませんが、南阿蘇村大字[]番地[]さん、施設調書番号2こちらと同じく南阿蘇村大字[]番地[]さんとなっております。変更箇所におきましては南阿蘇村大字河陽[]番地[]、除外面積が合計で[]㎡という形になっております。ちょっと場所等がわからないかと思っておりますので、計画案の20ページ以降がA3の図面を付けさせて頂いております、4枚目がわかるかと思っております。4枚目が位置図になっております。[]がございまして、[]の[]に隣接する赤印で囲んであります1番2番が、施設調書番号の1番2番となりまして、当該地となっております。場所的には[]の[]に隣接する農地となっております。変更後の用途といたしましては、農家住宅と一般住宅となっております。先程申しましたとおり、[]の隣接地になっておりまして、当該地は農振除外の要件として熊本県の方が、熊本地震後に定めております平成28年度熊本地震からの集落再生住宅再建に向けた農振農用地に係る取扱いを適用いたしまして、農振白地一辺しか接していなくても農振除外可能な土地ではありますが、本来でしたら農振には二辺の白地が接していなければ農振除外をすることができませんが、平成28年以降震災によりまして、やむをえずよその場所に被災された方が住宅を再建される場合には農振白地一辺でも可能となっております。一般の方が普通に住宅を建設される場合は、農振白地二辺に該当しなければ農振除外はできませんけど、震災にあわれた方でやむをえず他の場所に住宅を建てられる場合は、農振白地一辺でも可能だということになっております。そういうことで、本件の対象地も農振白地、隣接地が[]となっております、農振白地となりますので一辺に該当するというので農振からの除外は可能ではありますが、この対象農用地は10ヘクタール以上のまとまりのある第一種農地に該当いたします。今回第一種農地に該当する場合は農地転用の許可の要件であります集落接続に該当していない農地ということで、本件に関しましては熊本県の方にも第一種農地の転用許可の要件であります集落接続、何回も農地転用関係の農業委員会と一緒にしまして、熊本県の方にも[]あたりも[]の中にも住んでいらっしゃる方がいらっしゃる、これをどうにか除外要件となるような集落として認めていただけないだろうかということで何回か熊本県の方にもご相談をさせていただきましたし、また熊本県の方も、どうにか農振除外ができないだろうかということで農政局の方にも何回ともなくご相談をさせていただきましたが、最終的な結果といたしまして、農政局の方からは[]であるということは[]であるという判断の元、集落ではないということでご回答を国の方からいただきましたので、今回は農地の転用ができないという形になっております。農地の転用ができないということは農振除外もできないという形になるものですから、今回は熊本県とご相談をさせていただきます

して、市町村がつくる27号計画によりまして農振の除外を行おうという形をとらせていただいております。ただなんでこの計画をわざわざ作るかと申しますと、今回の案件につきましては、〇〇さんにおかれましては〇〇を営む〇〇でございまして、また当〇〇地区におきましては、ほとんどの場所が土砂災害警戒区域に該当されていらっしゃると思います。〇〇さんのお宅も特別警戒区域に該当されておまして、どうしてもお宅を再建される場合は、本当は〇〇地区内に再建されるのが一番だと思いますが、今回は起案計画案の中の12ページ17ページ同じような内容でさせていただいておりますが、大きな3に1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果というところの中に、本件はこういった該当にのみ採用するという形で、丸1番土砂災害危険住宅移転促進事業に該当するもの、及び丸2番土砂災害危険住宅促進事業に該当しないがその事業に該当する施設と共に移転することで2戸以上の集落を形成することができるものについて、本計画である施設整備が必要と考えられるという形を取らせていただいております。この土砂災害危険住宅移転促進事業というのは熊本県が実質行っておられる事業でありまして、土砂災害特別警戒区域レッドゾーンから移転される場合には補助金がある事業でございます。この補助金を活用される場合には、土砂災害警戒区域イエローゾーンからも外れた地域でなければ事業対象とはならないという形になっておりますので、今回は場所的には〇〇地区ではありませんが、〇〇地区の方にご自分が所有されている土地の方に住宅を再建されるということで、本件につきましては震災による特別案件という形で村の方は取らせていただきまして、計画を策定するということをさせていただいております。今回の案件は先程も申しましたが、策定におきましては農業委員会の意見を聞くということになっておりますので、今回は村長から農業委員会への意見照会という形をとらせていただきまして、例会におきまして説明をさせていただいた状況でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

事務局長

もう少し碎いて説明しますと、この27号計画の中に必要な施設として農家住宅というものがありますので、この中で27号の計画として村として農家住宅としてのこの計画を定めたということで今回農業委員会の意見を聴取するということでの案件になります。長々と説明しましたが、案件としては農家住宅を村の計画として定めたということでご理解をお願いします。

6番

ちょっといいですか。自分も聞いていてなかなか難しいと思うが、あくまでもこれは特例という考えでいいのか。こういう条件は、例えば被災された方がたくさんおられるが、農振地に家を建てたいという案件はいろいろ聞いておりますが、その人たちもこれは該当するということですか。

片島

12ページにも記載をさせて頂いているように本件に関しましては、12ページの①に記載させていただいておりますが、12ページの真ん中から少し下の所になりますけど、本村としては①土砂災害危険住宅促進事業に該当するもの。

6番

ということはレッドゾーンという考えですか。

片島

はい。特別にこの事業を活用して移転していただくことを前提といたしまして、27号計画を策定しております。

6 番	<p>ということはレッドゾーン地域に家がある人たちについては、農振地域に家を建てたいならばこれに該当するというわけ。</p>
片島	<p>そうですね。農振地域から外れば別によろしいのですが、先程も申し上げましたとおりなかなか第1種農地で住宅に接続しないということで、今回この計画にさせていただいてありますが、一般的でしたら集落接続でいけば第一種農地でも除外は可能であります。10件ほどは農振除外をさせていただいておりまして、ほとんどが集落接続ということで農振除外はさせていただいておりますが、本件につきましてはどうしても■■■■■が集落ではないというような国の判断でございますので、仕方なくじゃあどういったことができるかと県とも相談しながら今回の案件につきましてはこの事業に該当される方をしぼらせていただいているということになります。</p>
6 番	<p>ということは、■■■■■は集落接続じゃないということであるが、一辺白地で該当したという話しになるが、前の説明では農振地の真ん中でも建てられる特例があるというわけではないのか。</p>
片島	<p>そうですね。真ん中はとても厳しいかと思えます。どういった計画を作ってもですね。</p>
6 番	<p>集落接続が要するに白地に面しないと家は建たないということか。今回はあくまでも土砂災害とかただ地震にあったから移転したいというのはダメということか。 あくまでも例えば夜峰山が崩れる危険があって、指定地区に入っているから移転したいという場合はこういった状況がのまれるということでのいいのか。</p>
片島	<p>この事業を活用していただく。熊本県の移転促進事業ですね。これは移転されるときに300万円の補助が出ますので、そのかわりイエローゾーンからも外れた地域になります。この補助金を活用していただいて移転していただくという要件になります。</p>
6 番	<p>それが該当しなければこの計画にも該当しないということか。</p>
片島	<p>そうです。そういった形を取らせていただくこととしております。</p>
議長	<p>農業委員会で転用申請をして総会をしているが、県に申請したりしているが、この27号計画は許可の行き先が違うことになるのか。</p>
片島	<p>いいえ。農振除外はこれをもって農振除外の手続きをさせていただきます。農地の転用につきましては、先程も申しましたが一種農地で集落接続に該当しませんので、本来でしたら農地の転用はできませんが、市町村がこの計画を定めてする場合は農業委員会の方にもまた転用の許可願いがきます。</p>
議長	<p>まずは転用からか。</p>
片島	<p>農振除外からです。農振除外が終わった後、本来でしたらできないんですが、転用も除外もできないのですが、この計画を作ったことによって農振除外の手続きを取らせていただいて、その後転用の手続きを取らせていただきます。転用の手続きはこの市町村</p>

	<p>が定めた計画に基づいて本来は除外ができないのですが、この計画に基づいて転用の許可を出すという形になります。</p>
6 番	<p>今からも該当があるということか</p>
片島	<p>そんなにはないかと思います。今回は特例という形を取らせていただいておりますので。ただひとつは村の事業計画あたりも、旧久木野村の場合は道の駅もこの計画で農振の除外をされているようです。そういったことも村の振興としてやるならばできるという形になります。</p>
16 番	<p>この計画で農振をはずして、転用の申請はまた農業委員会にかけないといけないのか。まだずっと遅れていくということか。あとどのくらいかかるのか。</p>
片島	<p>そうですね。これで何かも終わりではないものですから、それは手続きは手続きとしてきちんと進めていただく必要があって、まだしばらく何ヶ月かかかります。今から先程も申し上げましたが、30日間の縦覧、これは住民からの意見を聞きなさいという形になっておりますので、それもあります。今からまだあります。この案件につきまして農協にも意見聴取する形となっておりますので、農協にも意見聴取をさせていただいております。本来でしたら土地改良区にも意見聴取をする形になっておりますが、旧長陽におきましては土地改良区がございませんで、その件に関しては不要となっております。もしこれが久木野や白水でしたらそれぞれの土地改良区からも意見聴取が必要となります。</p>
3 番	<p>ちょっといいですか。位置図の①②と附図6の候補地1, 2, 3というのはこれがダメならこっちこれがダメならこっちという候補地ですか。</p>
片島	<p>そうですね。農振除外の時には代替え地で、ここの場所がダメだった、ここの場所がダメだった、ここの場所がダメだったのでこの土地にしましたというのが非常に大切になります。ただ単にここが自分の土地だからということでは難しいです。</p>
3 番	<p>住宅の場合は隣接地の承諾がいるが、そういうのはどうなるのか。</p>
片島	<p>それは転用の話しになってくるとそのいったところも出てきます。転用申請では今までどおりの申請方法になりますので、隣接地の同意も必要になります。</p>
4 番	<p>別の人的一种農地をとというのはできないんですね。ここは自分の農地だったからできるけど、他の人の農地で一種農地をしたいというのはできるのですか。</p>
片島	<p>それはその所有者の承諾を得られればそれも可能です。</p>
9 番	<p>条件的にレッドゾーンじゃないとダメということか。</p>
片島	<p>レッドゾーンでなければ移転事業に該当しないので、イエローゾーンでは対象になりません。</p>

議長	まずは、農振除外の案件で、27号計画の説明を聞いて皆さんの意見を聞いて、審議しなければいけません。説明を受けた27号計画に異議ない方は挙手をしていただきましょうか。
11番	結局、この27号計画を進めていいか悪いかということか。
事務局	最終的には農業委員会の転用案件として申請があるので、その時にダメだったというわけには行かないので、事前に意見を聴取しておくということです。
3番	農業委員会はここにはいないから利害はないが、この取り巻きの人たちが何も問題なければ一番いいと思うが。
事務局	だからそこは意見として書かせていただこうと思っています。農地に迷惑がかからないようにということで。
3番	この周辺の農地がこの人たちの農地ならいいと思うが。いろんな人の土地があるだろうから、そこは心配する。
議長	道と隣接地は申請者の土地ではないのか。
片島	上の段の土地は申請者の土地です。
議長	一枚を全部潰すわけではなく道沿いにするなら、下の施設がいいと言われるなら何の問題もないのではないか。
事務局	そうですね。規模も妥当かというところもあります。
6番	事務局が気をつけなければいけないのは、あそこは建ったのにどうしてこっちはできないかという話しが必ず出てくる。それは覚悟しておかなければならないと思う。
事務局	周りに家が増えていく可能性はあります。集落接続ができますので。
議長	そういうことは良い事ではないか。家が増えるという事は。南阿蘇の人口が減るよりも、帰ってきて家を建てるものがあればいいのではないか。
3番	レッドゾーンにいる人は、やはりどこでもいから早く安全なところに移りたいというのわかる。
議長	大津町に家を建てて通いますではいけないから、村に残ってもらうがためには。
3番	震災がほとんど何もかも勘定をうちけすわけだ。
6番	意見聴取ですので意見はありません。

事務局	はい。
16番	審議というよりもそういう意見の場だろうから手を挙げて採決というわけではないのでしょ。
事務局	そうです。農業委員会としてこういった意見があったということです。
議長	それでは、計画どおり進めてくださいという意見がでたということで、この案件は終わります。
議長	以上で議案の審議は終了しますが、12月の総会の日程を決めたいと思いますが、12月12日に研修があったが。
事務局	できれば10日にお願いしたいところです。10日に認定農業者の会で、土づくり研修会をしたいという計画があがっておりますので、10日の午後に総会をさせていただいて、終了後に認定農家との合同研修会を1時間半させていただければと考えております。
議長	それでは10日と12日と続けてになりますが、総会を12月10日の午後2時の開催で決定します。他に事務局から何かありませんか。
事務局	チラシを配布しておりますが、収入保険制度にかかるセミナー相談会の案内がきています。これが高森、南阿蘇、西原の三町村の農業者等となっております。セミナーと個別相談会が12月19日（水）この場所で開催されますので、ご周知ください。申込み締切は14日となっておりますのでよろしく申し上げます。あとは毎月お願いしておりますが活動記録簿の提出をお願いします。
議長	それでは、以上をもって第17回農業委員会総会を終了します。

7. 閉会時刻 11時05分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

16番 藤原 政信

17番 長野 美千代